

## 障害児支援（保育所、認定こども園、幼稚園、学童クラブ等）について

事業名	事業目的	事業内容及び補助基準額等	国・都 支出 の区分	負担割合		
				国	都	区市町村
療育支援加算 ※子どものための教育・保育給付の加算の一つ	障害児を受け入れている施設に対し、主任保育士を補助する者の配置や、地域住民等の子どもの療育支援への取り組み等、障害児に対する支援の一層の充実を図る。	<p>公定価格上の主任保育士専任加算の対象施設かつ障害児を受け入れている施設において、主任保育士を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。</p> <p>○公定価格上の単価 A：49870円 B：33250円</p> <p>※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設</p>	国・都	1/2	1/4	1/4
多様な事業者の参入促進・能力活用事業 子ども・子育て支援交付金の対象事業の一つ	健康面や発達面において特別な支援が必要な子供を受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業	<p>認定こども園特別支援教育・保育経費</p> <p>健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して職員の加配に必要な費用の一部を補助する。</p> <p>○対象障害児1人当たり月額 65,300円</p>	国・都	1/3	1/3	1/3

事業名	事業目的	事業内容及び補助基準額等	国・都 支出 の区分	負担割合		
				国	都	区市町村
保育環境改善等事業 (補助金)  平成31年度予算 8,908千円	駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所等の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。	1 基本改善事業 既存施設の改修等により、保育所等を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。 (1) 保育所等設置促進事業 (2) 病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業 ○1事業当たり 7,200千円  2 環境改善事業 利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、既存の保育所等の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。 (1) 障害児受入促進事業 (2) 分園推進事業 (3) 熱中症対策事業 (4) 病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業 ○1事業当たり 1,029千円	国・都 支出 の区分  都	国  1/3	都  1/3	区市町村  1/3
保育サービス推進事業・保育力強化事業 (補助金)  ※直接関係する補助項目のみ  平成31年度予算 14,614,393千円の内数	都民の多様な保育ニーズに対応し、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図るため、その取組に要する経費の一部を補助する事業を実施する区市町村に対し、その事業の実施に要する経費の一部を補助することにより、利用者の福祉の向上を図る。	特別保育事業等推進加算 【障害児保育(特児対象)】 特別児童扶養手当の支給対象障害児の受入れを行った場合に加算を実施  ○利用者一人当たり月額 45,000円  【障害児保育(その他)】 ア その他の障害児のうち知的障害児の受入れを行った場合に加算を実施 ○利用者一人当たり月額 38,000円  イ その他の障害児のうち身体障害児の受入れを行った場合に加算を実施  ○利用者一人当たり月額 31,000円	国・都 支出 の区分  都	国  -	都  10/10 1/2	区市町村  - 1/2

間接補助

補助対象施設・事業等により負担割合が異なる

事業名	事業目的	事業内容及び補助基準額等	国・都 支出 の区分	負担割合		
				国	都	区市町村
医療的ケア児保育 支援モデル事業  平成31年度予算 38,325千円	人工呼吸器を装着している障害 児その他の日常生活を営むために 医療を要する状態にある障害児 （以下「医療的ケア児」とい う。）が、保育所等の利用を希望 する場合に、受入れが可能となる よう、保育所等の体制を整備し、 医療的ケア児の地域生活支援の向 上を図る。	都道府県等において看護師、准看護師、保健師、助産時 （以下「看護師等」という。）を雇い上げ、保育所等に必 要に応じて看護師等を派遣する等の取組を行い、保育所等 において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備す る事業。  看護師等を配置をして医療的ケアを行う場合 ○1自治体当たり 年額7,447千円 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 ○1自治体当たり 年額6,898千円  加算分単価 (1) 医療的ケア児保育支援者配置加算 ○1自治体当たり 年額2,037千円 (2) ガイドライン策定加算 ○1自治体当たり 年額543千円	国・都 支出 の区分  都	間接補助  1/2	1/4	1/4
医療的ケア児支援 事業  包括補助のメ ニュー	人工呼吸器を装着している障害 児その他の日常生活を営むために 医療的ケア児を保育所等で受け入 れるために、医療的ケアを行う看 護師等を保育所等に配置し、保育 所等における医療的ケア児受入れ 環境の整備を図る。	区市町村以外の者が設置する保育所、認定こども園、小 規模保育事業、家庭的保育事業、事業内保育事業、認証保 育所等で、看護師等を加配し、医療的ケア児を保育所等で 受入れる事業に対し、補助を行う。  ○1施設当たり 5,400千円	都	-	1/2	1/2

事業名	事業目的	事業内容及び補助基準額等	国・都 支出 の区分	負担割合		
				国	都	区市町村
学童クラブ運営事業補助 ※直接関係する補助項目のみ 平成31年度予算 5,349,297千円 の内数	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学している児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	※1支援の単位当たり年額 ○障害児受入推進事業 1,847,000円 ○障害児受入強化推進事業 ・障害児を3人以上受け入れる場合 1,847,000円 ・医療的ケア児を受け入れる場合 3,847,000円	国・都	1/3	1/3	1/3
ふらっとひろば事業 （平成31年度から2年間モデル実施） 平成31年度予算 5,104千円	区市町村が、子育てひろばに障害や発達に関する相談支援を担当する職員を配置することで、障害の有無に関わらず、全ての子育て親子が気軽安心して利用できる環境を整備し、もって児童及び家庭の福祉向上を図る。	子育てひろばに障害や発達に関する相談支援を担当する専門職を配置し、障害児とその保護者の円滑な利用を促進する。 ○1ひろば当たり年額 1,276,000円	都	—	10/10	—
乳児院の医療体制整備事業 平成31年度予算 47,413千円 （2施設）	乳児院に看護師を増配置し、常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受け入れ体制を整備する。	（1）看護師を24時間常時配置するため、1施設当たり看護師を4人増配置する。 ○看護師1人当たり 5,926,615円（年額） （2）常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受入枠は、1施設当たり4人	都	—	10/10	—

事業名	事業目的	事業内容及び補助基準額等	国・都 支出 の区分	負担割合		
				国	都	区市町村
私立学校特別支援 学校等経常費補助 (補助金)  令和元年度予算 2,056,769千円	特別支援教育の振興発展を図る ため、都内に所在する私立の特別 支援学校、特別支援学級を置く小 学校若しくは中学校及び障害児が 2人以上在園している幼稚園等を 設置する学校法人に対し、経常費 の一部を補助する。	○補助対象 ア 私立の特別支援学校、特別支援学級を置く小学校若し くは中学校を都内に設置する学校法人で、保護者の負担軽 減に努めていると認められるもの イ 私立幼稚園等を都内に設置する学校法人で、当該年度 の5月1日現在において、障害児が2人以上在園し、特別 支援教育に積極的に取り組み、保護者の負担軽減に努めて いると認められるもの  ○一人当たりの補助単価（年額） 特別支援学校（高等部）：1,518,000円 特別支援学校（高等部以外）：1,506,000円 小・中学校（特別支援学級）：558,251円 幼稚園等（障害児2人以上）：784,000円	国・都	1/2	1/2	—
私立幼稚園特別支 援教育事業費補助 (補助金)  令和元年度予算 502,544千円	特別支援教育の振興発展を図る ため、障害児が在園する都内の私 立幼稚園等（私立特別支援学校等 経常費補助対象幼稚園を除く）の 設置者に対し、運営費の一部を補 助する。	○補助対象 当該年度5月1日現在、障害児が在園する都内の私立幼 稚園等（私立特別支援学校等経常費補助対象幼稚園を除 く）の設置者（個人立等幼稚園等の設置者を含む）で、特 別支援教育に積極的に取り組み、かつ、保護者の負担軽減 に努めていると認められているもの  ○一人当たりの補助単価（年額） 784,000円	都	—	10/10	—